

令和 7 年度第 1 回岡崎市災害ケースマネジメント推進会議 会議録

1 開催日時 令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 開催場所 岡崎市役所東庁舎 2 階大会議室

3 出席委員 菅野拓 津久井進 青木康人 上松健太郎 浦野愛
佐々木裕子 寺田浩文 平山修久
欠席委員 柄谷友香 松澤真由美

4 傍聴者 3 名

5 説明のために出席した職員

防災担当部長 小林也寸志
防災担当課長 加藤 智之
防災課副課長 伊藤浩貴
総務文書課副課長 山田 佳乃
人事課給与係長 深谷 吉宏
大平支所長 五十嵐 千草
岩津支所長 松田 与一
多様性社会推進課長 本間 孝司
福祉政策課長 神尾 雄史
ふくし相談課長 伊奈 宏伸
生活福祉課長 古瀬川 英樹
障がい福祉課長 高橋 広
長寿課長 中根 かおり
介護保険課長 野々山 浩司
保健政策課長 野澤 秀喜
生活衛生課長 加藤 直之
健康増進課長 青山 直美
商工労政課副課長 船山 哲

建築指導課長 倉橋 隆司
市営住宅課長 浅井 恒之
防災課地域防災係長 菅沼 貴之
防災課地域防災係主事 福田 裕介

6 会議次第

1 議題

- (1)改正災害対策基本法への対応（個人情報への取扱い）
- (2)改正災害救助法への対応（福祉サービスの提供）
- (3)総合窓口の役割と機能

3 その他

4 閉会

7 議題及び議事の要旨

議題 1 改正災害対策基本法への対応（個人情報への取扱い）について

事務局より説明

【質疑応答】

<津久井先生>

このような具体的なご提案をいただくことが、実行力のある施策として定着する効果があり、それが岡崎市だけではなく、いろいろな普及効果も期待できると思います。大変良いことだという前提でお尋ねをします。

まず会長がおっしゃっていたようにフェーズフリーで考えることがとても大事なことだと思います。平時にやれることとすれば同意が最優先だと思います。同意をとるときに、災害時のことを本人と関係者の方々とこういう事態を生じるということにご理解をいただき、そのうえでどんな仕組みがあるのかご理解を得て、同意を得ることが BCP にもなるでしょうし、防災のこういった方々であれば、避難行動要支援とかの対応力につながるのでもいいと思います。

1点聞きたいのは、こういったことをすることで、これ以外の場合は情報提供できないとか、こういう要件を設定した以上はそれ以外の枠組みで情報共有できないとか、硬直的な反応がないだろうか気になるところです。

そこで、質問としては、個人情報の方では利用目的を特定しておけば本人の同意

がなくても共有ができるということになっていると、利用目的をもう少し具体化するようなかたちで、同意をとらなくても共有ができるというような考え方というのはご検討されていたのかどうかとか、またはそういったことは問題があるのでこちらの方にしていこうだとか議論状況があればそれを教えてください。

<菅野会長>

昨年度の議論が、その部分だったというふうに私は記憶していて、その結果どう考えても緊急のときはいいけど、その後については、最終的に懸念もあるということだったように思います。まさに今、8ページに出ている、初動段階、応急段階、応急復旧段階というところで、どちらかという今回、非常に大事になるのは、もう応急復旧段階以降というか、そこは明らかに同意が必要なところを先に同意は取っておけるようにしましょうという趣旨だと私自身は理解しています。その辺りも含めて事務局どのように考えていますか。

<事務局>

福祉側としては、対象者の方が非常に多い高齢者、災害時の要援護者や障害お持ちの方など、たくさんいる中で、本当に必要な人に支援をしたいというところで、アウトリーチにより同意を取るではなく、先に必要な人をピックアップしたいという思いがあり、そうすると同意が取れない、あらかじめ外部の方とも情報共有したいという思いがあって、やはりそこは同意が必要だと考えています。

<津久井先生>

まず、結論として、同意をとることの方がいいので、同意をとるという方針は私も、大賛成ですし、これでいいと思います。

ただ、そうは言ってもなかなか同意が取れないとか、また、同意がなければ、情報共有が図れないというような、現場の反応みたいなことが気になるので、そこでの質問でした。

それで、今出ているように、その初動応急、それぞれに本人同意がなくてもできる場合もあるわけですが、応急復旧段階でも、そのセンシティブ情報でなければ、利用目的が明示されていれば、同意がなくてもできるということでもまずいいのでしょうか。それ前提に、今回、やることのメリットや、その辺りを強調するという理解でいいのでしょうか。

<事務局>

はい。そのとおりです。

平時の福祉の仕組みを活用しますので、その辺りは共有できると考えていますし、また、それが難しい方であれば重層の支援会議のスキームを使うということも想定している。それでも、現場では個人情報の同意についてトラブルになることを危惧される事業者もいらっしゃるというところがあります。

<津久井委員>

行政に関わる方々は、そういった理解ができると思いますが、事業者の方、民間の方々はそこまでの細かい個人情報の理解が何か、構造をわかってもらうというのは難しいと思います。そういう方々が、トラブルを起こしたりすることが懸念されるので、同意があるなしというのは、よりよい方法であって、「そうでなければ駄目とかいう訳ではない」というのを、制度を定着させるときには上手に伝えていただけたらと思います。

<菅野会長>

目的は被災者の命や生活をどうするのかということなので、その観点から、取り扱っていかねばならないというのが、最初の議論でした。

<平山委員>

先ほど菅野会長もおっしゃられたとおり、普段から、災害時を考えて同意を取るというのは、フェーズフリーといいますか、普段の同意が、災害時にもちよっといいよねということに繋がってくると思います。私の質問は、同意を取ったか取っていないかということの情報を、どういうふうに共有し、そもそもこの人は同意を取っているのか取っていないのかという情報がまた個人情報で、共有されるのかされないのかとか、同意がとれてないということがわかったときにはどうすればいいか、その辺りも併せて、制度設計をしておかないと、先ほど津久井委員の現場の方が言ったところ、それが全部現場になってしまうような気がします。その辺りの検討状況というのはいかがでしょうか。

<事務局>

各団体の情報をどうやって集約するかというところを解決したいので、先ほどの

個人を特定とか世帯を特定して、突合する仕組みが欲しいと思っているところになります。

現状かなり難しいと思ってまして、解決策がまだ、災害時の登録をしている方であれば、市のシステムに入っていますが、それ以外は入っていないので、どこかで入れる方策が必要なのか、それとも、取っていたとしても、やはり万能ではないので、それぞれ取る必要があるのかもしれないですし、もう少し議論が必要かなと思っています。

<平山委員>

検討はぜひしておいていただきたいと思います。例えば、臓器の提供とかは免許書とかマイナンバーカードありますが、その仕組みは参考にならないのかなと思います。免許証とか、マイナンバーカードに書いてあるので、臓器の提供等々、何か、その制度設計は何か参考にすると、実効的な仕組みづくりに繋がるのではないかなと思います。その辺りも含め制度設計をしていただきたいと思います

どこに聞くのか、所管省庁がわかりませんが、聞いていただくと良いかなと思います。

<菅野会長>

ありがとうございます。平時から準備しておけるということが肝だというふうに思いますので、ぜひぜひ、うまく、他に動いている制度があればご参考いただきたいということです。

<津久井委員>

福祉サービスの提供が明記されたということで、スライドで言うと7ページのところ、いろいろな課題を挙げてくださっています。

要は費用求償がちゃんと明確になってないのではないかと、まあ介護報酬だけに限られているじゃないかと、大変切実でもっともな話だと思いますが、このあたりについては、岡崎市の、問題意識に止まるか、県レベルとも共有、或いは、他の市町と共有しているような問題意識なのか、或いは国に対しては、この問題点について改善などの、何か意見交換みたいのがあるのか、現状や今後の方針があったら教えてください。

<事務局>

この辺り議題の2でもお話をさせていただきますが、今年度、厚労省医政局のBCPのモデル事業をやっている関係で、厚労省ですとか、参加団体の市町村とは、そういう意見交換をさせていただいているという状況ですが、医政局のみです。

他のところも、意見交換が必要であると思います。

<菅野会長>

厚生労働省も、縦割りが強い側面がありますので、その中でおそらく、しっかり考えている基礎自治体の苦勞される部分かなというふうに思います。

ぜひ議題2の方にも多分関わってくることで、そこで議論ができればというふうに思います。

<上松委員>

対応案につきまして平時から同意を取っておくというところについて方針は大賛成でございます。

その上で具体的なものとして、各種サービス利用申込書においてということなので、平時にいろいろ使う福祉サービスの申請書とか申込書とかにいろいろな種類のものに同じこの文言を入れておくというご趣旨だと理解しました。

その時に、1個にはチェックして同意したけれども他には同意しないとか、その趣旨が、他にも同意しているからあえて書かない人もいれば、前はちょっとよくわからず同意したけど、こんなの同意したくないと思って、積極的に同意しないからチェックをしなかったとか、意思が、ふわっとしてしまうことも懸念されるのかなと思いました。

先ほど、例えば免許証とかマイナンバーカードのような、特別な書類が1個あるのであればそれに書いてあるかどうかで判断すればいいので、オペレーションしやすいように思うのですが、各種申込書に同意を記入してもらうという方式は、ある意味では同意を集めやすい反面、一部にだけ同意があったときにそれをどのように取り扱うのか、という運用ルールをある程度具体的に整理しておかないと、かえってぐちゃぐちゃになってしまうかもというような気が少ししました。つまり、発想としてはすごく賛成ですけども、具体的な流れを想定とすると結構難しいところもあるのかもしれないと思いました。

各種サービスの利用申込みの流れを具体的に理解できていないところもあります。

すので、杞憂かもしれないのですが。

<事務局>

基本的には、この民間事業所に提案させていただく形になるので、管理は民間の事業所になりますし、民間の事業所の同意の様式なり契約重要事項と、書き方に差がありますので、統一は難しいのかなと思うところで、なかなかその管理まで到達できないという状況です。

<菅野会長>

本来であれば、国の参考様式なんかでこういうものが入っているのが今から望ましい部分だとは思いますが、それを自治体としてまずは率先してこの地域の中でやっていただけるといいと思います。

本当は、医療みたいにある程度電子的に情報が連絡している世界が望ましいのですが、それもなかなか難しいです。一応、介護情報基盤みたいなものができる、本人から見られるみたいな感じはあります。あれもなかなかどんな感じで動いていくとか、絵は出ているけど、本当に動くかという疑問はあります。

ぜひ、先ほど津久井先生からも出ていましたが、国ともやりとりが必要な部分からやってくかと思いますが、ちょっとご苦勞をおかけします。

そういう観点から、進めていただけるといいのではないかなと思います。

<浦野委員>

本当にこれチャレンジだと思うので、その事業者同士で、それぞれが持っている利用者の情報が受け渡しできるようになり、その専門職の人たちのケアがそれによって進めやすくなることを考えると、1つのチャレンジとして、賛成する気持ちがすごく強いです。

そうなったときに、同意する人しない人というのが分かれていくということは委員の先生方も指摘されましたが、同意取れなかった人リストというのがまた別でできると思いますが、その人たちに関しては災害が起こった後のアウトリーチで、同意を取りつけるというような動きになるんですかね。

おそらくその段階で、その専門職の方は、自事業の回復とかで手一杯となり、アウトリーチで、さらに動くというのが難しくなった場合に、例えばその災害ボランティアセンターの中に、生活支援員で動くようなチームができればそこをお願いします

るとか、私達みたいな外の団体も、そういったところをお手伝いするみたいな動きに繋がる可能性もあると思います。そのような動きのイメージというのは、持たれていますか。

<事務局>

イメージとしては持っております。

地域包括支援センターや社協も、同意について議論をさせていただいていて、こういうものが必要だというところで、検討していきたいというところになるので、ボランティアであったり、外部支援団体というところとの連携において、活用したいと思っています。

ただ、同意が取れていない人のリストで、同意を取り直していくというところの難しさは感じている。

<浦野委員>

これが難しいところで災害が起こった後は結構勢いでやってきたところもありました。それで、迅速に対応が早まったという面が一方である。そういうところで、ガチガチに仕組みを固めてしまうのが、多分津久井委員もそのあたりを心配されていると思います。こういうことを今までやっているところもないでしょうから難しいと思います。そういう意味で、悩ましいと思っていました。

<津久井委員>

今の浦野委員の問題意識に付け加えですが、福祉の問題だからということで福祉の連携しかしてない、そうならざるを得ないのですが、個人情報について、不同意にされる方の、一定割合は詐欺だとか、悪用だとかして、その消費者被害だとかそういう悪徳商法なんか流れてしまうのが怖い。或いは、地域の人達との関係性の中で、何で自治会がその自主防災組織、自分の情報が流れるみたいなことで、嫌だという方々がいて、その動機に迫ることが大事だと思います。

どちらも、孤立に繋がりがねない考え方なので、例えば、地域消費生活審議会だとか、具体的な案件を議論するときは、重層と同じように、同意なくして、審議をするわけで、あちらはあちらで一人一人の生活者に対する、権利保護の目線で、何とかやろうとしています。

社協や地域福祉を推進している方々たちも、繋がりを作りたいということでやら

れる。不同意リストはその辺りについての誤解がある人のリストだと思います。

来年に起こるのだったら仕方がないのですけれども 10 年先ぐらいに考えるんだったら、ゆっくり対応すべき。骨太というか問題が、その人たちのあぶり出しができたわけですからそこを丁寧にやっていける。

もちろん、ボランティア団体が増えましたが、私としては、福祉に限らず、その人の生活圏で、連携先というものを考え、みんなでいろんな形で、その同意をするまでやっていくというプロセスが大事だと思います。これを行政が全部やっても絶対無理で、それはそういうことに関心のある民間団体などとも、協働してやったほうが良い。

<佐々木委員>

私もこの取り組みに賛成です。さまざまな対策づくりのお手伝いする際に、個人情報取り扱いについて必ず御質問を受けます。その際に、個人情報を取り扱う際のデメリットはイメージがつきやすい、しかしどんな効果があるのかということがイメージしづらそうと覚えることも多い。具体的に使える方法が見えると進めやすいと感じています。まずは先ほど事務局から発言があったように、同意がとれた方々への取り組みの中で、どんなイメージがあれば、何がわかると同意していただけるのかについて、地道に取り組む積み重ねが、必要となると感じます。

様々な分野の地域における会議があると思います。そうした機会でも、少しずつ具体例を用いていただきながら、議論しつつ進めていただきたいと思います。その際に、参加される事業所の方々からも、ご意見や懸念を耳にされると思います。それらも、ぜひ会議の種別を超えて、共有して進めていただきたいと思います。

災害看護の分野においても、個別事業所の BCP から地域 BCP、それは地域でのマネジメントの要素を組み込んでいくように考えられています。そのことから様々な機関で繋がりをもちながら活動する、その際での情報共有を大切に考えていく、その視点も強化できればと思いました。

<菅野会長>

基本的には賛成ということで、下の、厚生労働省の B C P の中でもちょっと関わってはいるので本当に今のところは、自分たちで耐えなさいという、民間のことは民間でやれという感じが非常に強いのですが、その結果、能登では大変なことが起きている。その辺りもしっかりお伝えして、メリットや、これをしないと本当に事

業者さんが大変になるよと、こういう理解の中でやっていくと行政の中でも、各部に跨る話だと思いますので、協力し合って取り進めていただけるといいと思います。1つの単独部局でできることじゃないと思いますので、ここはちょっと申し添えておきたいなというふうに思います。

議題2 改正災害救助法への対応（福祉サービスの提供）について

事務局より説明

【質疑応答】

<津久井委員>

本当におっしゃるとおりで切実な問題意識を、国は形式的には理解をしていると会長からのご指摘ですが、本当に切実な問題提起としては、あんまり認識してないような気がします。今の報告を聞いてもそう感じます。災害救助の本来の福祉スキームでも、どちらにも入らない谷間が、予想できないようなところに新たに発生するだろうと思います。

その部分を、民間が持つとか、何としても、その国なり行政なりで負担するかってやっているうちに、もう事業者自体がどんどん消失していくと、なんなら地域自体もそれによって劣化してしまう。

チキンレース的に言うと、やはり、負担をこうむるのは地域の自治体そのものになってくるのだと思いますが、そういうようなことをなくすために、災害救助法に福祉サービスの提供が入ったはずなのに、なかなかうまくいかない。まだまだ届いてない。こういうことかなという理解した上でなんですが、わかってもらうとか、こういう事例があるとか、それについてどういった弊害が具体的に生じているのかということを、届ける努力をしていかないといけないと思う。先ほど早まって質問してしまいましたが、国との対話の機会はどれぐらいあるのでしょうかというのが1つ目。同じく、県との会話はどれぐらいあるのでしょうか。

それから、横ですね、同じ視点に立った部署、障害福祉だとか、子供福祉だとかとの対話はあるのでしょうか。

この対話を永遠と行っていくことも労力だと思うので、むしろそういう場を設けて欲しいというようなことを、県にしていこうとか、いろいろな人たちを巻き込んでいかないと、国の重い腰はなかなか変わらないと思っています。ファーストペンギンで申し訳ないですが、岡崎市から、最初にやると、結構みんな注目しているので、

次に繋がってくるのではないだろうかと思います。

それを踏まえ、今日この推進会議で話していただくことは議事録など、形で残ると思います。このような問題について、メディアを通じたことだとか、専門家たちを含めてですけど、この問題はどれくらい共有されているのでしょうか。

<菅野会長>

ほとんど議論されていないのが現実です。

どうしても民間は民間でとやっていると地域のインフラがなくなってしまうような状況が行政の外で起きてしまう。所管外と思われていたことをきっかけにほかの部局でも所管のことがうまくできなくなる。なぜならば労働力がいなくなるのですから。これはちゃんと地域の行政として考えないといけない。

こういう雇用や労働のことを能登の時できなかったというのが、私は敗北に近いことだろうなというふうには理解をしています。かなり難しいことですが、インフラとしてしっかり考えてしっかりと福祉サービスを継続できるようにということが、まだまだなされてないです。実は通知なんかも出ていますけども、行政としてはこう考えてくださいというのだけど、そこで金銭の負担をしているのは多くが民間になってしまう。

福祉避難所は多分1回やると、行政から支払われない費用が多く、民間が「ボランティアでやっています」となる。こういう世界がほとんどということになるので、ここをどう見るのか。こういうところをやはりちゃんと考えてやらなければいけないのだから、行政としてもそこを救助法活用とかで頑張らなければいけないのだとか、こういう将来像に持っていけないととか、国の中でも議論は進んでいるのですが、おそらくメディア的に受けないのだろうなと思う。

先ほどの津久井委員の話は、国に対してもそうですし、ちょっと仲間も、もうそしたら岡崎市以外に作っていく、こういう発想も必要だと思います。

こういうことをひっぱっていくところがあればそれは変わるという話になります。

<浦野委員>

今回、私のいる穴水町も、先ほど説明いただいた令和5年の6月の事業所の事例と同じような感じで、事業者が、自分で負担するみたいなのがやはり多かったです。

能登の場合は、福祉施設に地域の人たちが避難してこられて、一般避難所と福祉避難所と2つの要素を持った動きをする必要がありました。

それで一般避難所としても、救助法で、費用負担をもらったというわけでもなく、福祉避難所としてもみたいなところで、結構そういった事例は、今回の能登でも至るところであったと思います。

菅野会長に伺いたいのですが、このような事例1個1個、どちらかの研究者の方が例えば調査研究して、それを何か政策提言みたいな感じで、国に意見を上げていくとか、今回の制度が福祉寄りになったっていうところの過程の中に、情報提供というのはありましたか。

<菅野会長>

正直ほとんどないのが現実だと思います。一部例えば厚生労働省の老健局の研究事業とか、要はテーマが立てば、BCPとか、介護施設の持続性とかですね、それで立てば、その分野ではやられるという感じになるのですが、研究者がみている世界からすると、専門性が高くて難易度高めでみずからそれに気づいて動くっていう人はほとんどいないのが現実です。救助法自体は、ちょっと違う流れから改正という話にはなっていました。

でもこの問題どうするのという話は、多分ほとんど議論されなくて、よく、岡崎が気づいていただというのが私の感覚です。

<浦野委員>

事業者が泣き寝入りしているってことですね

<菅野会長>

そうです。

だからまさに喉元すぎれば熱さ忘れるじゃないですけど、もう何とかそれを乗り切って疲れ、とてもじゃないけど制度改正とかいろんなものまでいかない。みんな大変だったのだからと言って、請求すべき相手である市町村も疲れ切っているという構図の中で、多分飲み込んでしまっていることがほとんどだと思います。こういうことが起きているということでも、本来的に言うと避難所なんかの設置の責務はやはり市町村、救助法上では知事ですが、実は逃げていい問題じゃないですよ。

<浦野委員>

おそらく岡崎市の中でも、当然、社会福祉法人としての社会貢献の取り組みの一環で、地域防災拠点みたいな感じで、スペース置いているような施設とかもありますかね。

なんかそういう取り組みを普段からやられている場合は、特に地域の方が災害が起きたときに、それを期待している可能性は、かなり高いと思いますし、そういう取り組みしなくても、福祉とついで、電気がついて、建物が建っていれば、多分、地域の皆さんは避難される。

そのことが起きた後に、そういった一般避難所の機能を受けざるをえない状況になった場合、後付でも、そこを避難所扱いにしてあげるかどうかみたいなのは、岡崎市としてどういう方針かというところが、問われていくところが1つあると思います。あとは、その事前対策のところでは例えば、福祉施設としてサービスを維持したり、BCPのところに関わると思いますが、あと耐震問題、あと発電機置く電源の確保、あと水道の復旧、あと、物資など、基本的な施設が機能してないとサービスも提供できないと思います。そのための対策で、市内の福祉施設が取り組んでいるのかとか、そこに対して、市独自の補助サポートみたいなものをされているのかどうか、もし動きがあれば教えていただけたらと思う。

<事務局>

防災課から、1つ、お答えしたいこととしては、指定避難所外にも、避難先を確保したいということで、町内会、自治会の所有する公民館を届出避難所という形で届け出をしていただいて、届け出いただいたところに対しては、コット、折り畳みのベッドや、トイレと毛布を、一定数備蓄を提供させていただくということを、今年度から始めました。

その時に、届出避難所は、町内会の公民館だけでいいのかなとなったときに岡崎市内の子供食堂だとか、防災とは直接関係ない福祉系の事業をやっているところの方が、災害が起きたときに、一番最初に困るのは自分たちの施設の利用者の方で、なかなか避難所に行きにくいよね。

やっぱりその方たちの拠り所となってあげられるかなということで、任意の小規模避難所を作っていこうとしている動きがあって、そう言ったことに賛同していただいているところに対しては、町内会の公民館と同様に届出避難所に位置付けて、その施設に関する情報は非公表にするけれど、地域の公民館と同様な支援というの

を、あらかじめしておきましょうと。

防災部局としては、そういう避難先を確保するという観点もあるけれど、どういった人たちがどういったところにやっぱり集まりやすいのか、集まろうとしているのかということ、被害の情報収集をいかに迅速にできるとという観点で把握しようとは思っているところです。

介護施設等の発電機とか備蓄とかっていう備えについてですが、130事業所ぐらいがアンケートに回答してくださり、充電拠点として環境が提供できますかという問いにできるとの回答が43ぐらいあり、事業所間の連携で、どうしても医療機器とかで、充電設備使いたいよというところは、連携して使うっていう話にはしていますが、準備をしているところも、ポータブル発電機ですとか、ハイブリッド車とか電気自動車というところにとどまっているところが多く太陽光までついているのは少なく、なかなか介護報酬の中で、あまり利益を出していないので、建設費用が出せないという事業所も多くて、介護サービス事業者連携連絡協議会の中で、例えば備蓄品を共有して持ちたいとかという議論を、来年していきたいと考えています。

<浦野委員>

特に、一般の避難所的な要素で、地域の方々を受け入れるとなった場合、そこに福祉施設の職員の手が割かれるというのはもうかなり致命的であると思います。

本当にいなければいけない利用者の対応が、その分できなくなっているということなので、でもうもうそうせざるをえないという状況を、ある程度想定すると、その利用する住民の人たち、その運営はもう自分たちである程度やるんだっていう認識を持っといてもらわないと、福祉施設の負担が増すばかりになると思います。

地域貢献しなさいと言われてるから頑張りますが、地域の人たちも一緒に、災害が起きた時に、動いてくれるという関係性も築かないと、一方通行な形になり、この福祉課題に拍車をかけるだけになってしまう。事務局が情報提供してくださった、届出避難所の機能なんかも、うまくかみ合わせながら、その施設の準備みたいなものが、進めていけるといいと思います。

<菅野会長>

本当の問題もきちんと考えて対応いただき、岡崎市民は幸せだと思います。非常に先端的な部分だとは思いますが、しっかりやっておかないと、本当に地域自体が駄

目になる、ボトルネックになるポイントなので、ぜひ進めてということです。

<平山委員>

1 点目は、資料の 12 ページのところで、とても大切なところかなと思います。前提のところで復興には、福祉サービスの業務継続が必須と書いてありますが、本当に岡崎市で災害があったときに、災害の復興においては、災害初動からの福祉サービスの業務継続が不可欠だというメッセージをちゃんと岡崎市として持っていることだと私は理解しました。

そういう観点で考えると、福祉サービスの業務継続という観点で資料の 13 ページのアイデアが必要なところって見たときに、情報の手段と施設をどう活用するのかということから人をどうするのかということと、業務の効率化なのですが、ここに、要は福祉サービスの経営基盤の再開、持続性などを入れておかなくていいのでしょうかっていうところを、12 ページの前提を、ミッションの 1 つとしてとらえるのであれば、13 ページは人・物・情報から、こと、あとお金っていう点でもう少し検討すべきだと思う。

2 点目は、もし、福祉サービスの業務継続をやるのであれば、例えば私の専門的なところである上下水道ということを今国交省は上下水道の上下一体の耐震化を行っていますが、当然、病院、避難所はその対象になり、岡崎市も今、それで進めていると思います。上下水道一体の耐震にも、福祉サービス或いは民間業者ですが、福祉を担っている事業所には、上下一体化の耐震化を進めていくようなところも今後は検討するのでしょうか。

<菅野会長>

いかがでしょうか。まず、1 点目について、業務継続自体を、どう協定なんかをしていくとかかですね。いろんなことというか、もう、具体案を少し考えなければならぬ。

もう 1 つが要は、ライフラインについて、耐震化なんかどうしてもやっぱり公共的な施設を優先し、民間だから、後回しみたいになりがちなのですが現実にはそこが命を支えている、こういう世界をどう取り扱うのか。なかなか今回は、御臨席の方では答えられないかもしれませんが、どなたか、取り組み状況などを含めてご回答いただけると有難いです。

<事務局>

国や県が行っている耐震化ですとか先の発電機とかっていう補助金については周知を必ずして、補助金活用のあり方についても、事業所が不慣れなところも多いですし 1 人事業所のようなところも多いので、事業者連絡協議会の中で、皆さんで情報交換をし、上手に使えるようにというような体制を組んではおります。それでも皆さん言われるのは、この人材不足の中で、それを実施するのは厳しいというようなことをかなり言われています。

実情、やっぱり、資材の高騰とかもあり、そもそもその介護施設の建設自体が遅れたりするところもあったりし、なかなかその費用の工面ですとかそういうところ、建物にお金をかけるかということ、先に人材確保だったり賃金を上げるというところに、目が向いているというような現状です。

<菅野会長>

おそらく岡崎市として指定して、例えばそういうところをもっと強烈に耐震化させていくんだとか、やっぱり少なくともそういう施設が集中しているところの、上下水道管みたいなものは優先的に、できる限り、例えば病院と同様な形の取り扱いでやっていくというのは検討の価値はあることだと思います。是非ともというところですね。あと当然補助の部分ですね、事業者としてやる部分はあるかだと思います。あと、業務継続の部分は何かこう具体的なアイデアというのは、おっしゃったりしますのでここが問われたんですね。今回結局広域避難でお客さんが逃げてしまうと、福祉事業所はそれで終わりになってしまったところもあるという話なので、本当は事業所に籠城して欲しい。籠城がベストで動かすと当然、個人情報引き継げなかったりして、認知が進むとかの原因にもなります。実は籠城できなかったし、籠城することになってなかったの、かなり大規模に能登は入居者を動かしてしまって、それはイコールお客さん失ってしまって事業者が廃業になるという世界。そこはやっぱり避けないといけないところがまさに業務継続ということになるわけです。

この辺り、災害救助法で見ろという話でもあるし、例えば、先ほどの 11 ページで出していただいたような例だと、本当は A デイサービスとか B デイサービスのところ、A デイサービスにみんな来られた。ここの職員さんの人件費が出てない。本来は人件費を出さなきゃいけないので、これは災害救助法で対応すべきターゲットのはずですが、まだ要領上は未記載みたいな世界になっているため、D W A Tには出るとはなっているけども、何でも具体例として書かれているだけで、D W A T

じゃないと出ないみたいな話でもない。

だからこの辺は率先して岡崎市としてやるんだと思って、できるだけ、例えば救助法で見られるような格好で、提案いただくとかですね、いろんな自治体と組んでいただくとか、国とも協議いただくっていうことがないと、その費用というのは出てこないっていう世界になるかと思いますので、この辺がおそらく業務継続計画要は、そこから言葉悪いけどお客さん逃さないで、介護保険報酬外でやってしまうような仕事はちゃんと補填をして、事務が回っていくように、こういうのを1つの世界感として持っていくってことが、先ほど平山先生の問いかけの部分なのかなと思いました。

<小林部長>

平山委員から、インフラ系のお話、重要なポイントが出て参りましたので、私の方から、岡崎市での現在の水道の実態としては重要給水施設として20ヶ所、施設、病院系で言えば市民病院、藤田医科大学病院のようなところへの配水池からの、耐震化が終了したという現状でございます。

確かに市の中に点在する施設すべてに、耐震化を施していくというのは困難なことではありますが、今まで声として、上下水道事業者の方に、上がっているかという、私としては、感覚的には上がってないと思っています。

ことの重要性を、まず訴えていくこと、そこからかなというふうに、思っております。こういった議事の中で、まとまったものを、まず届けること。

インフラと同時にそれから、建物そのものの耐震化といったものも重要ですので、ちょっとそういったものが、統計的に上がっているのかどうかといった部分もありますが、そういった事業継続が一番ベースになる、基礎部分をですね、固めていく動きというのが重要であると考えています。

<菅野会長>

まさに言ったような話、声を届けていただくということもこの会議としても非常に大事な機能であると思います。あと、厚労省の中で、実は災害拠点福祉施設みたいな発想って必要じゃないかという、出ては消えて出ては消えている言葉なんですよね。

なので、そういう話も現実には一部の大きな施設などが必要になるかなと思います。

<平山委員>

水道は、私の視点から言ったんですけど、大事なことは、国が、省庁連携していくのはもう無理なので、岡崎市の中では、組織の壁を取り払い、先ほどのミッションと位置づけるかどうかですが、本当に岡崎市が次、南トラにより被災し、復旧復興していくときに、福祉サービスっていったところがしっかりと機能しないと、復興できないぞという意識をみんなが持ち、各部署でこれについて真剣に議論する場を持てるかどうかというところがとっても大切だと思います。そういう場をぜひ、今後とも継続していただけたらなと思います。

<菅野会長>

会長としても同じ思いでございます。

ぜひ、市を挙げて、関連する部局が多数あると思いますので、ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

<浦野委員>

今回もそうだし、岡崎の過去の災害で私たちお手伝い入ったときもそうなんですけど、やっぱり小規模の事業所であればあるほど、なかなか、自分たちでこうして欲しいって声出しにくかったと思います。

なおかつ、市にどこまで要望を出していいのか、市はやるつもりだったとしてもそれが、事業者にも、正確に伝わってないっていうところにも、大きな問題があり、自分たちで何とかしようって頑張りすぎてたという面もあったように思います。そういうふうにと考えると介護サービス事業者連絡協議会というのがやはり、ニーズや課題を取りまとめる、結構肝になるのかなと思います。ここにちゃんと市の方から、できる支援というのを伝えていくという、流れがうまくとれば、かなり末端までそういったところが広がりやすいのかなと思いますので、これまでの被災地ではあまりそういった動きっていうのがありませんでした。ぜひ岡崎市では、この動き、うまく機能させられるといいなというふうに思います。

<寺田委員>

少し土業から、違う視点での福祉サービスの、提供について質問させていただければ。

今回の改正救助法で、各士業との相談対応につきましても福祉サービスの提供が可能になったかと思います。そこで 2024 年の 6 月だと思いますが、大規模災害時の協定書ということで各士業と協定を締結したと思うんですが、その内容の方も変更する必要があるのではないかなと思っていますが、その辺を検討してるようだったら教えていただきたい。

<事務局>

ありがとうございます。すいませんでした。

ノーマークでした。しっかりと確認しておきます。

<菅野会長>

ありがとうございます。実は議事の 3 番目とかなり密接な話になってくると思いますので、ぜひ議事 3 番目の話としても受けとめていただけるといいかなというふうに思います。

議題 3 総合窓口の役割と機能について事務局より説明

【質疑応答】

<菅野会長>

昨年度まではアウトリーチのほか総合窓口を設置し、個別被災者との接点を、市としてどう考えるのかということをもとに文言上は整理してきたということですが、どうやってやるのかという辺りで具体的にどうするのか。伴走型の支援と災害ケースマネジメントは言っていますので、1 回でなかなか全部というわけにはいけないというのが、実際のところだろうと思いますが。また、政策の動向の変化としては、災害救助法に福祉サービスの提供というのがついて、この窓口で例えば福祉の相談を受けるんだけど、弁護士がいたりだとか、建築士がいたりとかしてもその費用もある程度救助法で見れるよ、というような運用になったことは、かなり大きなことだと思います。実際、牧之原の竜巻での取り組みは、それが上がっていて、実際の内閣の側の災害救助法の要領もそのように変わっているということになりますので、こんな編成したときに結構費用面は見るることができるということですが、ケースマネジメントの全体を考えたときに、どういう機能として整理すればいいのかというのがお悩みということなのかなと思います。

ぜひ委員の皆様のご意見をいただければなと思います。

<津久井委員>

岡崎が、まず最初にこういうモデルを考えて、また、課題と悩みまで整理をいただいて、私もこれだけでも非常にすごい心配だということで、お話を伺っていました。

何が正解なのかと言う問ではなく、どういう規模、それから災害の種類や、形でも、この中心部がやられるのかそうでないのかということだとか、いろんなものによって変わってきますが、そう変わってくるときに、どういうものを目指すのかがこれで見えたので、そのモデルが整備されたということそのものが、よかったということです。

とはいえ、現実問題どうなのかということで言うと、書いておられるとおり問題ケースをきれいに高精度に抽出することは理想だけだというふうに、そんなにできない。

私もできないというところが始まるということで、良いと思います。もちろんその、漏れが起きたものをどうするかというところに本質というか、やらなければいけないものがあるので、ちょっと乱暴ですけども、市の方では、一定程度の漏れ落ちがないところまでやっていただいたときに、どうしても漏れてしまったものを次にどう渡すのかとか、あと自分たちのところだけでできないところを隣接の自治体などの応援でやるのかとか、また、順番で言えば国・県・市町となるわけですけども、逆に、困難事例だとか法制度が変わらないとか変えられないということなので、そういったものは、コアな事例だとしてもインパクトがあれば、国の方に戻すとか、そういうフレキシビリティがあれば、どのモデルであっても、いいのかなということを感じてですけど思いました。

とはいえ、せっかくこうして整理をできたので、1ついえることとしてやはり今日なんか出てフェーズフリー的に、こういう総合窓口だとかを展開できないものでしょうかと。せっかくこうやっていろんな部署が来ているので、非常に多様性がある課題については、統合施設型でやってみるとか、また、統一性が求められるものではスーパーマン型でやってみるとか、こういったことを、ちょっと普段の行政の中でこれ展開することは難しいものではないでしょうか。

もし、そういったことが可能なのであれば、普段の市政の中で、いろんなパターンが体験できるので、災害が起きたときも、それを応用できるのではないかという

ふうに少し思います。

ジャストフィットが一番いいということはもう誰も思ってますが、ジャストフィットする仕組みの前に実態がどうなのかっていうのがわからない中で、それを追求することは、私は不可能だから考えてませんが、不可能だけど、やろうとしてることは、私は高く評価するところで、もう普通の市政でも同じことは絶対あったので、そのあたりを、他の部署とこの間に、どうですかという質問です。

<事務局>

特に意識しなかったけど普段どうしてますかと聞かれたら、もう個別に動いてしまってるという言い方になってしまい、それを常設的に何かこう対応してるかという、決してそうではないと思う。

<菅野会長>

例えばふくし相談課が答えをしてると、結構各支、各窓口対応されてたとか、本当に市民相談的なのかなと。電話相談とかもありますよね。かなりこう複雑な住民との接点の窓口持たれていてとおもうので、それぞれに動いていく部分もあるということなのかと思いますので、そこはうまく活かしながらですが、岡崎市の場合は支え合いセンターを市役所の中に作るという設計になっているので、今の質問と回答との中で、そこにどうつなげ、掌握するのか、こういう話でも同時にあります。個別ケースをその場で繋いでいくことになるのか、それともある程度まとまったもので見せるのかということでもあります。

何かその辺りのバランス感っていうのもあるのかなと思い、これ参考までに、現実、例えば、熊本地震のときは、まず一番大きい部屋で、罹災証明の発行から何から全部やってそこで土業の方含め窓口持ってもらい、ワンフロアで終わるというこういう設定をしたところは、本庁の一か所で、あとはもう少し軽めのを各区に置いてらっしゃったと。

その時のポイントは、その場で処理できることを処理すればいいという感じで例えば、弁護士さんの相談1発で終わりますとか、お金借りるところの0相談1発で終わりますとか、それはそれでいいやと解決機能になるということなんですが同時に、実は、ケースデータを集約してたんですね。

どういう相談をどんな人がされたのかということは、エクセルみたいなものでまとめてらっしゃる。その中で、制度的にここが対応できないという点を、あぶり出

すような機能が実はあり、制度的に対応できない部分は、素早く市長が霞ヶ関に行き陳情する。

こういう動きに活用されていて、例えば液状化みたいな話というのはもう即座早急に動きだして、熊本市としては持出ほぼなし。こういう世界を作ることに繋がりましたというのが 1 点と、ワンストップ窓口では対応できないよというような人が、現れるわけですね。その時はまず、これどの部局の話だっけというのがわかる人がいないと困るので、要はもう大体この部局のあいつの話だよなってわかる局長級クラスの実験者の元職の方を臨時で雇用し、実は各窓口をバックに出してもらい、この話だけどうですかとその場で電話してもらい、これだったらこう繋いだ方がいいとか、少し待っててもらうのか、それとも、ここで対応できるかと判断して、その形が何となくうまく動いてたなという私のイメージです。

なので、ポイントは 2 つで、多分その場ですべてが解決できませんので、簡単なのはどんどんやればいけれども、1 回このケースの記録みたいな、引き受けてどっかに渡すという機能がすごく必要だということと、若手職員だけやってくださいというのは結構無理があるんで、そういうところをバックでちゃんといろんな部局と調整をしたりとか、情報を聞き出したりすることができるような人たちを据える。でもそういう人って希少資源なので、同じ市役所の中では、それはもう希少資源になるわけですね。

何かそういう方策っていうのは、考えていくべきかなっていうのが私からの意見です。

<津久井委員>

企業の例ではあるんですが、例えばサントリーなんかでも、今のお話は大きな大局的なものの中で、どうやって情報を整理して、シフトするかという、ダイナミックなお話だと思うんです。よく言われてるハリケーンカトリナのコマンドは、それに似てるんだと思います。インシデントコマンドで、部局ごとにどういうのではなくて、問題ごとにどういうのをやり、情報は、一局集中で、情報処理をした問題ごとに、今度その分野ごとに、施策をやっていくと。

これはスーパーマンのいないスーパーマン型みたいなことなのかもしれないんですが、これが 1 つあるのと、この間、メディアとかでもよく知られてるサントリーの TOO という約があるらしいですね。

TOO は隣のおせっかいおじさん隣のおばあさんとかいうのを略してやってる

らしくて、一定のレベル以上になった方を早期退職で退職された後に、困りごととかなんてなったときに、その場で電話して、要するに局長だとか部長クラスの人に電話してこんな問題ありますけどどうですかみたいなことを言って、風通しを良くしたりだとか現場の声を拾い上げたりだとか、それを即回せるようにするというアイデアだそうで、他の危害が出るかしれませんが、そんなのが、例えば、あると、今お話を聞いていて、その枠組みの話もできるし、それから個別の問題としても使えるので、やっぱりそういう人を、上手にここに配置すると、うまく回るのかもしれないなと思いましたと。

今人材不足の中さっきの話題があるのかという、シーンも同様だったら、なかなか理想ではあるんですけど。

その相談課という外向けの話だけではなくて、内部の、このやりとりをどうするのかというのは、この中に混ぜるとすごく上手くいくんじゃないかなと感じました。

<上松委員>

この資料は、いろいろな自治体が実際どういう方法でやっているのかというのを収集されて、整理していて、課題としてどういう形ができるのかというところを考えられているという点で、とてもよい取り組みだと思いました。

先ほど寺田委員の方からも、言及がありましたが、岡崎市は、地元の各士業団体との災害協定を締結していますので、ここの中にもうまく位置付けられればいいのではないかと、まず弁護士会からもお伝えしたいと思います。

弁護士会でも災害の研修をやっています。ここにいる津久井委員にも講師をしていただいたり、静岡に永野海弁護士という災害の第一人者の方がいらっしゃいますので、その方に研修していただいたりしています。これらの研修の中でお2人がおっしゃっていたことですが、被災した人の中にも、強くて、情報さえ与えておけばどんどん自分で申請をして問題解決して復興していく被災者と、それだけじゃ駄目だけどちょっとサポートすればやってくれる方と、そして、いろいろな一般的な支援をしてもそれだけでは不十分であり、最後は個別対応が必要になる被災者と、段階的にいらっしゃる、ということです。

災害ケースマネジメントは、主に、最後の段階の人に個別対応する取組だと理解していますが、ポイントとしては、必ずしも被災者全員に個別対応が必要になるわけではないということです。まず最初の情報提供、それから、一般的な助言を、パッとうまく活用し、最後にそれでも残る方への個別支援が、どこまで必要になる

のか、という話なのだと理解しています。

士業との連携についていえば、まず、最初の情報提供の段階では、全国の弁護士などが作成したツールを、ちょっとアレンジしたりして、お繋ぎするだけではあるんですが、弁護士会や士業の方でもいろいろやりたいなと思っています。

そして、次の段階の一般的な制度の説明や相談を個別に対応することも、永野弁護士のツールなどを活用すれば、一般的な弁護士や司法書士や社会保険労務士やその他士業であれば、ある程度役に立てるのかなと思います。

そして、それでも残る最後の段階に関しては、もちろん、今回みたいに岡崎市が考えられてるように、支えあいセンターの方で福祉的にがつつり対応しなきゃいけないケースもあると思うんですが、そうではなく、そちらについても士業の方で弁護士が個別に引き受けて対応するという事で引き取ることができるケースも、あるのではないかなという気もいたします。

福祉分野などのように行政の活動の中にも個別対応を手厚く行うものもありますが、一方で、行政には、どうしても全体に対する公益的な役割があるため、皆を公平に取り扱うべき要請などの縛りがあり、災害ケースマネジメントの場面でも個別対応をすることについてはうまく動けないところとかもあろうかと思います。これに対して、弁護士であれば一民間事業者ですので、個別対応を必要とするお一人のためにめちゃくちゃ時間をかけて取り組んでも、誰にも何も言われないうという立場であるため、個別対応については動きやすいところがあります。

このように、各士業との協定を活用すると、お互いの性格や得意・不得意を踏まえてうまく分担し、全体として、こぼれ落ちる人を少なくするとともに、かつ、不要なところにはそんなに力を入れないという効率とを、両立できるのではないかと思います。

<事務局>

おっしゃっていただいたように、支えあいセンターをできるだけ早いタイミングから立ち上げて、すぐにアウトリーチをできるわけではないですが、きちっとそういったことを見据えながら、被災者支援をマネジメントしていきたいという意味で、発災直後から支えあいセンターを設置というように決めましたが、それが逆に、いろいろな要素を、窓口にも求めないといけなくなっていて、ちょっと気負ってしまっていたと感じました。今日午前中の牧之原の、事例を見せていただいて確かにこれがケースマネジメントの要素としては確かに正解だよなと思いました。

それが、救助法の中でも位置付けられたということが、確かに正解だなというのがあり、議題にさせていただきましたが、実は、自分の中での自己解決できました。ありがとうございます。

<浦野委員>

牧之原が最新だとは思いますが、なんかワンストップでいろんな相談窓口が一同に介して、1人の被災者の方の困りごとに沿って即時対応していくっていうケースって、私たちも幾つか体験していますが、住民からしてみると、課題認識力が薄い部分なんかもあり、間に立ってコンシェルジュみたいな形で、その人のお困りごとを汲み取り、適切な窓口案内してあげるような、そういう人っていうのを置かないと、うまく窓口として機能しなかったなというのが印象としてあり、なので、その人はやはり被災者の方々が抱える生活課題の傾向がわかっているとか、あとは、それぞれの窓口でどんな情報がもらえるのかってのがある程度わかっているっていう、それぐらいのスキルは要るかなというふうに思います。

あとはですね、それぞれの、窓口に立つに行政職員の方に関しては、やっぱりこれぐらいは被災者の方の災害由来の生活課題として、起き得るもんなんだなっていうような、ところのイメージが、最低限あるというのが強みになるかなというふうに思っていて、自分の専門領域のところだけではなく、生活全般で、どういう、課題に遭遇しやすいのかということが、事前の勉強である程度そこは身につくと思います。さっきのコンシェルジュも同じなんですけど。なので、この辺りは、おそらくアウトリーチで、戸別訪問を回るときにも回る人達が最低限わかっておいて欲しい生活課題みたいなところと重なると思いますので、そこへ変動性を持たせながら、この窓口立つ人たちのスキルアップみたいなところも、事前に準備できるものとして入れておけるといいのかなというふうには思いました。

<佐々木>

今の議論に付け加えになりますが、人材確保についても話題だったと思います。岡崎市は、昨年一昨年と内閣府の「避難生活支援・防災人材育成エコシステムの避難生活支援リーダー／サポーター研修」を実施されました。この参加者の方には、地域活動をしていらっしゃる住民の方、地域活動でリーダーシップをとっていらっしゃる住民の方、地域活動に参加している専門職の方々などがいらっしゃいました。せっかくこうしたプログラムに参加された方々ですので、ぜひケースマネジメント

の窓口や、今日浦野委員が言われた、コンシェルジュにご依頼したり、実際に現場活動していただく方としてご依頼するなど、人材確保や確保に繋がる育成の機会として、関わる人を広げていくことも視野に入れられると良いと感じました。

また、先ほどお話にも出ました退職された保健師・助産師・看護師達や、介護職や保育士の方なども、人材として登録していただくしくみもあると良いと感じました。退職される前には、いろんなネットワークをつくる役割をおもちだったと思います。こういった方々の経験を活かしていただき、持っておられる機能を発揮していただけるように、平常時のフェーズフリーの段階から、活動できる方として依頼し繋がっておいていただきたいと思いました。どのように人材確保を可能にしていくのか、これまで実施された活動に参加された方を依頼していくことをぜひ視野に入れていただきたいと思います。

医療看護としては、岡崎が西三河地区の中心地域の1つだと思います。日頃から難しい事例のケースマネジメントの取り組みを可能な範囲で共有していただき、難しい事例こそ近隣の地域も含めて協力し合って解決を試みる取り組みから、地域における繋がりを作っていただければと思いました。貴重な課題もたくさんお聞きしてきましたし、そこには様々な地域や職域で共通する課題もあると思いますし、すばらしいご提案もたくさんありました。ぜひ、このまま発展していただければと願っています。

<菅野会長>

前のめり。どんどん前のめりにやってくれということでした。

<浦野委員>

昨年の水害のことなんですが、岡崎も水害にあわれ、それで結構な内水氾濫が多かったということで非常に被害が見えにくいついていうところが大きな課題だったかと思います。救助法の適用もされてない状態でしたよね。

それで、そういう災害が、今後もう、起こる可能性がある中で、この災害ケースマネジメントで話し合われてきた、アウトリーチから、個別支援っていう救助法適応以外の枠以外での個別支援というのがどこまでやられてたのかということだとか、あと社協のボランティアセンターも動いていたと思うので、その辺りとの連携の実態みたいなものを教えていただければと思います。

<事務局>

ありがとうございます。

台風 15 号のときは、内水氾濫が市域で、広範囲で起きていました。

9 月 5 日金曜ですね。土曜日、日曜日で、罹災証明書の交付申請の窓口をすぐに立ち上げられなかったのですが、災害対応してる中で被害の状況というのがある程度見えていて、こういったところで集中的に被害の通報が入っている、或いは、罹災証明書の交付申請が多くされるだろうって、ある程度わかってました。そういったものを、災害対応しながら情報を集約してたんです。

その後、すぐにごみの問題が出るなんていうことがあり、環境部が、地域からごみの収集の依頼があれば、個別には行ってあげられないけど、ある程度家の前に出したりだとか、集約してるところをきちんと地域でまとめてくれば取りに行きますということ、そういった依頼がありますかっていう情報は流したんですね。それに対して、どこの地域からこういう依頼がありましたっていう情報を共有してもらい、それを防災の方で取りまとめて、まとめた情報を福祉のいえやすネットという情報システムで、包括支援センターに流してもらい、こういう地域で水害が起こってるから、ちょっと見守りを強化お願いしますということと、あと N P O の方から、送風機の提供の申し出を受けたので、これがやっぱり、もし水浸かってると、乾燥に使えるから、もう営業のように回ってきてというようなこともセットで出したという動きをしたんです。

しかし、残念ながら災ボラの社会福祉協議会の事務局との連携は、ちょっと薄かったです。

<浦野委員>

ありがとうございます。

多分、社会福祉協議会も、市の方で、こういう情報の取りまとめとかの体制が準備されていたことも、あんまり認識がされてなかったような感じだとおもいます。社会福祉協議会の方もですね、その見えにくいニーズに対しては動くという意識が高くあり、私たちの方にもどうやって、どうすればいいかっていうことでご相談もありました。

ウルウルバックっていうお見舞いをもって、そのあともちょっと今さらって言われるかもしれないけど「とにかく行くんだ」って言い、地元のボランティアと一緒に回ったりとか、かなり熱心にですね丁寧に対応されてたっていう印象がありました。

した。これがまさに災害ケースマネジメントに繋がることじゃないか。

これ1回、1個1個をちょっと検証するような機会をどこかで取ってもらえいいなと思いました。

来年度でもいいので、ぜひご検討いただければと思います。

<事務局>

今日ちょっと時間ないんですけど、もしアドバイスとしていただけるなら。生の通報ベースの情報を全部出すというよりは、きちっと分析したりとかして、どういった地域に被害が集中してるのかなというようなことを集約した上で、一応出した、出したんですけど、やっぱりそうあるべきなんですよ。

<菅野会長>

僕はそうあるべきだと思います。基本的には、大きい災害ほどまず通報こないの、抜けてる部分がいっぱい出ます。

ちょっと小さいところでも、モグラたたきしちゃだめというのが基本なので、被害が軽いところから通報が来てしまいます。このオペレーションピクチャーと言いますね。全体認識をどう合わせるかっていう非常に大事な作業っていうことなのでやっぱりその作業は、防災部局が一番ちゃんとしなきゃいけないところの1つだと思います。また、それがもしかしたら、それまでいなかったとしたら支え合いセンターがちゃんと設置されたりとか少しは被災者支援の統括部局みたいのがあるとその観点から見てどうなのかって言う情報がさらに入りますんで、多分ここがないと、流してもいつもの被害法みたいな感じだと、ちょっとわかりにくいみたいな世界はあるのかと思って、そこは考えたほうがいいのかもかもしれません。

<菅野会長>

基本的にはもうどんどん進めてくださいという意見が大きかったと思いますしこれやっぱり民間とも一緒にやらなきゃいけないし、行政の中で、どこかの部局だけに任せてってわけにはいかないことが多いので、ぜひ市を上げて、取り組んでいただきたいというのを最後会長の言葉としても付け加えさせていただきたいと思います。

それではよろしいですかね大丈夫かなと思いますので、ありがとうございました。これで本日予定しておりました議題はすべて終了とさせていただきたいと思いま

すので、進行事務局の方、お返ししたいと思います。

<事務局>

ありがとうございました。

それではこれをもちまして、令和 7 年度第 1 回岡崎市災害ケースマネジメント
推進会議を閉会いたします。

ありがとうございました。